

林業安全コラム

みんなで感謝の総点検
笑顔で迎える 年末年始
(平成30年度年末年始無災害運動標語)

○平成30年の労働災害の発生状況について

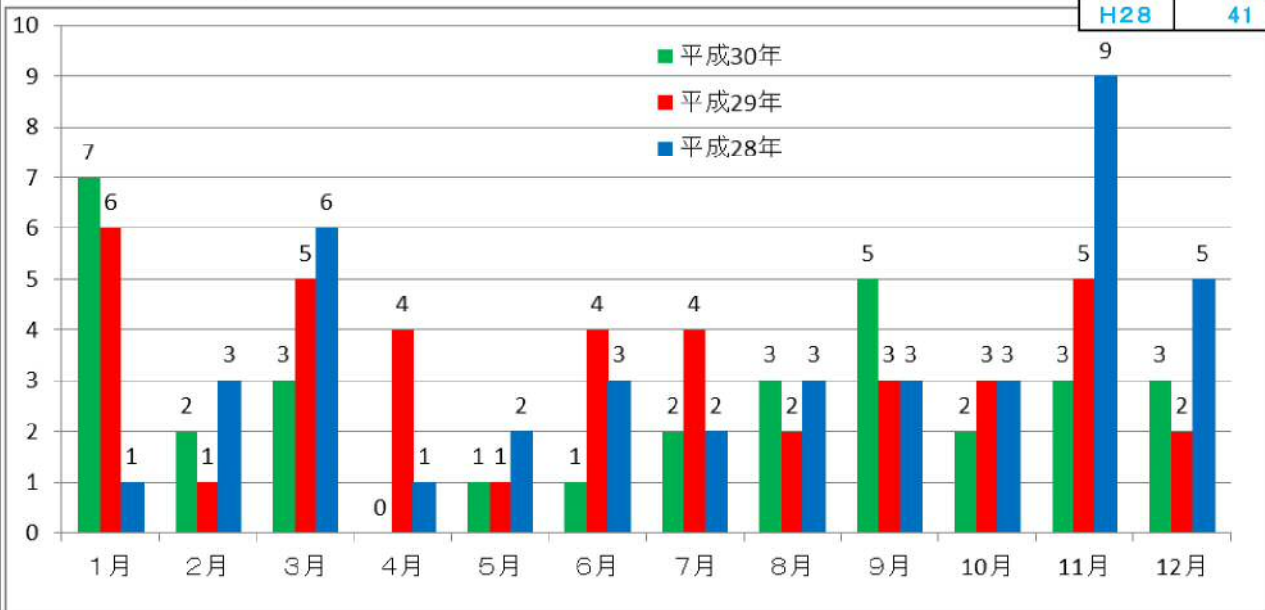
各都道府県から報告いただいた平成30年12月の死亡災害発生状況及び厚生労働省が発表した平成30年1月～11月における労働災害発生状況（速報）から、平成30年の死亡災害は、最終的には最近数年間を下回ることが見込まれます。

平成30年の死亡災害の発生状況を月別にみると、以下のグラフのとおり、多い月で1月は7件、9月は5件発生しましたが、4月は0件など前年同月を下回る月が多かったことが大きく影響しているようです。

すでに平成31年が始まりましたが、本年も引き続き死亡災害を始めとした労働災害の防止にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

12月末までの全国計	
H30	32
H29	40
H28	41

○月別死亡災害発生状況



注：平成28年、29年は労働者死傷病報告（厚生労働省）による確定値。
平成30年は1月から11月が厚生労働省の速報値、12月が各都道府県の報告による数値。

○林業労働安全出前授業の実施について（結果報告）

昨年12月18日、愛知県田口高校林業科の1、2年生39人を対象に、林野庁林業労働安全衛生指導官等がVR（バーチャルリアリティ）による林業の労働災害の疑似体験やハーベスタシミュレータの操作体験等を提供し、林業の労働安全対策について授業を行いました。授業の最後には、「皆さんから本日学んだことを家族、親族、近所の人にも伝えてください。」とお願いし労働災害防止への協力を呼びかけました。



林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）
・北海道（発令期間：H30.10.16～H31.1.31）

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

健康・安全 スクラム組めば
みんなで実現 ゼロ災職場
(2019 年間標語)

○平成30年の労働災害の発生状況について

厚生労働省が公表した平成30年の労働災害発生状況（速報値）によると、平成30年の死傷災害（休業4日以上）は1,278件で、前年同期比29件（2.3%）の増加となっています。一方、死亡災害は31件で、前年同期比9件（22.5%）の減少となっています。

平成30年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）（速報）

（平成31年1月7日現在）

業種	平成30年(1月～12月)		平成29年(1月～12月)		対29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	113,579	100.0	108,110	100.0	5,469	5.1
建設業	14,020	12.3	13,839	12.8	181	1.3
林業	1,278	1.1	1,249	1.2	29	2.3

出展：厚生労働省「平成30年における労働災害発生状況（速報）」

平成30年における死亡災害発生状況（速報）

（平成31年1月7日現在）

業種	平成30年(1月～12月)		平成29年(1月～12月)		対29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	824	100.0	872	100.0	-48	-5.5
建設業	286	34.7	293	33.6	-7	-2.4
林業	31	3.8	40	4.6	-9	-22.5

出展：厚生労働省「平成30年における労働災害発生状況（速報）」

○平成31年1月から2月8日までの労働災害の発生状況について

平成31年も早くも1年半が過ぎました。既に4件の死亡災害の報告をいただいています。昨年の同時期は8件ほど発生していたので昨年よりは半減しておりますが、今後とも気を引き締めてご指導等をお願いします。

平成31年1月1日から2月8日までの死亡災害発生状況

	月日	年齢	経験年数	作業等	性別
1	1月5日	77	55	車両集材	男
	概要	ミニバックホーのダンプ積み込み時に転倒し座席とハンドルに挟まれた。			
2	2月2日	75	50	人工林伐倒 間伐	男
	概要	伐倒木がすべり落ち、下方で造材を行っていた作業者に激突した。			
3	2月3日	68	不明	天然林伐倒 択伐	男
	概要	燃料用に雑木(直径50cm)を伐採中、伐倒木が切り口からさけて顔面を直撃した。			
4	2月7日	28	3	人工林伐倒 間伐	男
	概要	伐倒木がさけて、頭部を直撃。(想定)			

※各都道府県の死亡災害報告による。



林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・北海道（発令期間：H30.10.16～H31.2.28）・秋田（発令期間：H31.1.18～H31.4.30）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防平成31年度労働安全標語)

○労働安全衛生規則等の一部を改正について

伐木作業等における安全対策を強化するため、2月12日改正労働安全衛生規則が公布等されました。これまでも厚生労働省のガイドライン等を踏まえて伐木作業等の労働災害の防止に努めていただいていたところですが、今回の改正事項については、労働安全衛生法に基づき、事業者や労働者に罰則が適用されることとなります。改正内容について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の概要 (伐木作業等における安全対策の強化)

1 改正の趣旨

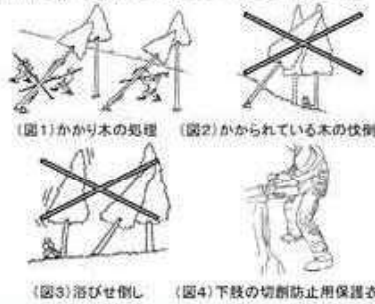
「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2 主な改正の内容

(1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。

(2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。

- ① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。
- ② 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。(図1～図3)
- ③ 事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。
- ④ 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。(図4)



都道府県労働局、労働基準監督署とも連携し、適切に周知をお願いします。また、引き続きガイドライン等を遵守していただくようご指導をお願いします。



リン子ちゃん

3 施行期日等

○公布日 2019(平成31)年2月12日

○施行日 2019(平成31)年8月1日(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(平成32)年8月1日)

(* チェーンソーによる立木又は造材作業、車両系及び索道系木材に係る規定の廃止)

○林業労働安全出前授業第2弾の実施について(結果報告)

2月19日、岐阜県立岐阜農林高校森林科学科の1年生39人を対象に、林野庁林業労働安全衛生指導官等がVR(バーチャリアリティ)による林業の労働災害の疑似体験やハーベストシミュレータの操作体験等を提供し、林業の労働安全対策について授業を行いました。授業の最後には、「本日学んだことを皆さんから家族、親族、近所の人にも伝えてください。」とお願いし、労働災害防止への協力を呼びかけました。



林業死亡労働災害多発警報発令状況(林業・木材製造業労働災害防止協会発表)

・秋田(発令期間: H31.1.18~H31.4.30)

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ: 全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-bosei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防平成31年度労働安全標語)

○労働安全衛生規則等一部改正の周知用リーフレットについて

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。
林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】


林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
（安衛則の改正）

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
(3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
(4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
- その他の改正を行います。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

2019.3

伐木作業等における安全対策を強化するため、2月12日改正労働安全衛生規則が公布等されましたが、この度、厚生労働省において周知用リーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木等作業を行うすべての業種が対象～」が作成されましたのでお知らせします。

A4用紙4枚の内容です。厚生労働省のホームページからダウンロードできますのでご利用下さい（ホームページ掲載箇所：<https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf>）

【留意事項等】

- 「新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表」は、既に8号か8号の2を受講済みの方用です。
令和2(2020)年8月1日の施行日までに、新たに特別教育を受講される方は、旧8号+補講を受講して下さい。新8号と整理されますと施行日まではチェーンソー作業ができませんのでお気をつけ下さい。(旧8号+補講=18h30m、新8号18h)
- 4枚目の下段に「安全帯に関するお知らせ」があります。立木上での

作業ではフルハーネスの義務づけが除外されていることが明示されました。

○林業の「働き方改革」について～林業経営者向け手引きの作成～

林野庁では、林業で働く方々にとって働きやすい環境を整備し魅力的な職場づくりを支援するため、有識者や林業の経営者等の関係者が参加する林業の「働き方改革」検討会を開催し、林業における「働き方改革」の実現に向け手引きを作成しました。

労働安全の確保も主な課題として取り上げていますので参考にして下さい。(ホームページ掲載箇所：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/hatarakikata/ringyou.html>)

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・秋田（発令期間：H31.1.18～H31.4.30）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

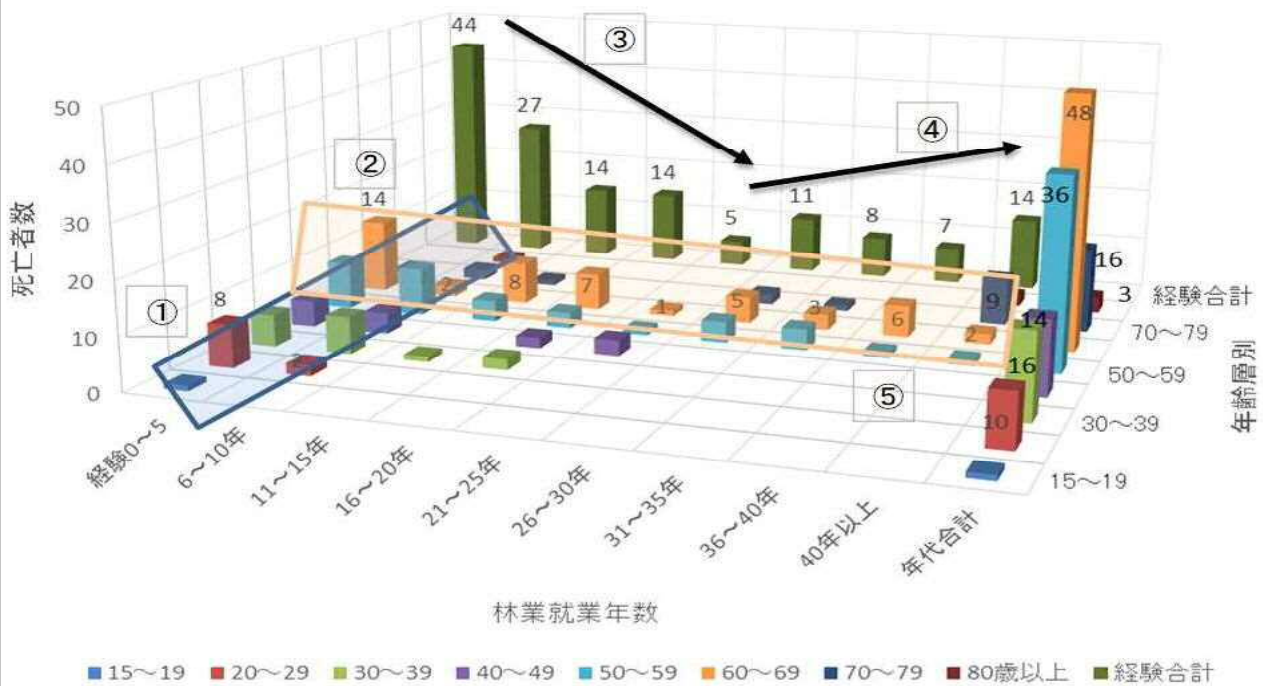
**林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629**

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防平成31年度労働安全標語)

○林業労働災害の分析について

平成26年から28年までの年齢層別、林業就業年数別死亡者数



平成26年から28年までの林業における死亡者166名のうち、被災時の経験年数が把握できている140名について、死亡人数と経験年数、年代の関係を3Dグラフ化しました。上軸は人数、横軸は就業年数、縦軸は年齢層を表しています。一番奥の緑色の棒グラフは、経験年数別の死亡者の合計で、経験5年以内の者が44人死亡していることを表しています。一番右の縦列は年代別の死亡者の合計で60歳代の者が48人死亡していることを表しています。これを見ながら林業の死亡災害について分析しました。

- ①経験年数10年以内が71人（約5割）・・未熟な作業員が被災（訓練、研修が必要。）
（経験年数5年以内のグループをみると林業への新規参入は種々の年代から行われている。）
- ②経験5年以内の60歳代が14人で最も多く死亡している。）
- ③経験年数が増えるに従い死亡者数は減少するが、ゼロになるのではなく、④経験26年以上から増加傾向になる。（経験40年以上のベテラン70歳代が9人と2番目に多く死亡している）
- ⑤50歳代以上の死亡者が103人と約7割を占める。（一番多い年代は60歳代で48人）
加齢によって体力・判断力が低下するとともに、慣れによる油断等によりベテラン作業員が被災しているのではないかと分析できるところです。
各県におかれてはベテラン作業員にもご指導をお願いします。
（某県において指導的な立場の方による災害も発生しているところです。高い技能をもっているいないに拘わらず、どなたにも発生しようと捉えて対応をお願いします。）

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>
 ・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
 ・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。
 （お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
 TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org）

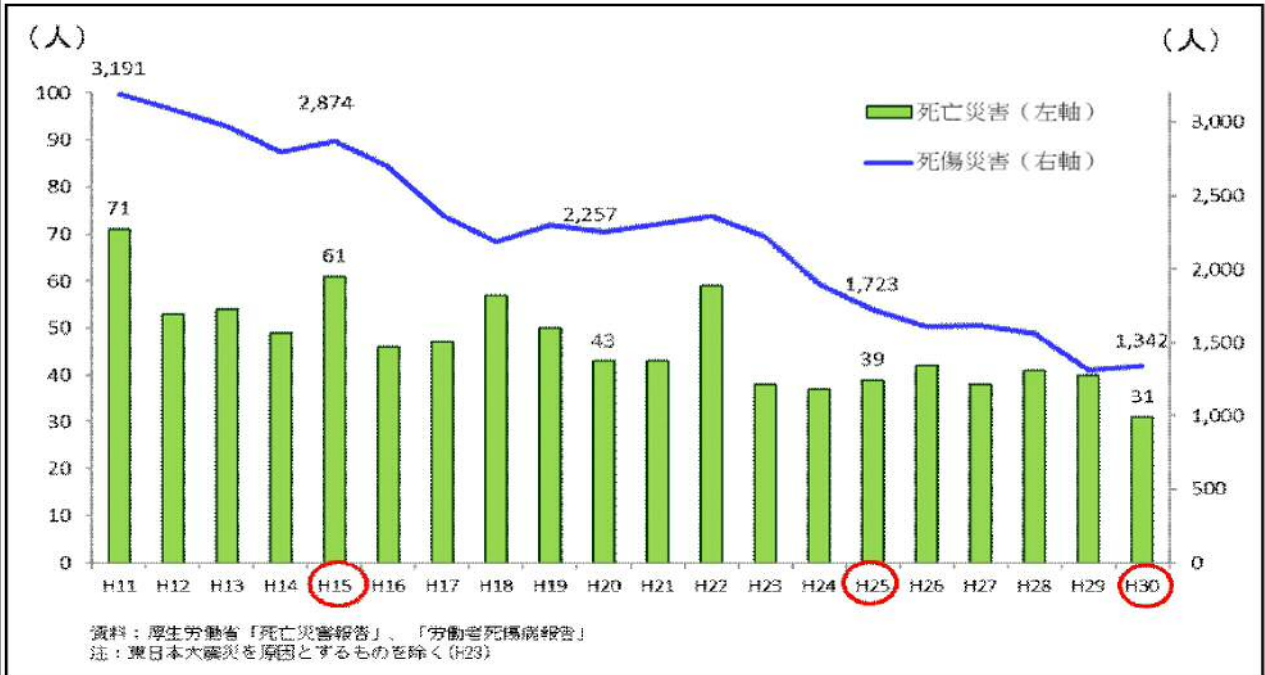
林野庁
 林業労働対策室
 労働安全衛生班
 TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防2019年度労働安全標語)

○平成30年の林業労働災害発生状況（確定値）について

平成30年の労働災害発生状況（確定値）は、死亡者数は31人で前年に比べ9人（22.5%）減少する一方、死傷者数は1,342人で、前年より28名（2.1%）増加となりました。



林業における労働災害の状況は、死亡災害と休業4日以上の死傷災害とともに、15年前の平成15年から半減し、5年前の平成25年から2割減少するなど、労働安全対策の一定の成果は出てきつつあると考えてますが、林業は急傾斜地など多様な作業環境の中でチェーンソー等の刃物を使用し、重量物である木材を扱う危険な業種であるため、労働災害発生率は全産業の中で最も高く（悪く）、全産業平均の10倍となっています。まだまだ取り組みが必要な状況です。労働安全対策を一層進めていきましょう。

林業の死傷年千人率 (A) H30(22.4)、H29(32.9)、H25(28.7)、H15(29.7)
 全産業の死傷年千人率 (B) H30(2.3)、H29(2.2)、H25(2.3)、H15(2.6)
 林業は全産業の何倍か(A/B) H30(9.7)、H29(15.0)、H25(12.5)、H15(11.4)

注：年千人率とは、労働者 1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)

○労働安全衛生規則一部改正の施行まであと2ヶ月です。

受け口を作るべき対象が胸高直径20cm以上への拡大や、事業者はチェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者は当該保護衣を着用すること等の規制強化の施行は本年8月1日からですが、施行前からの安全対策をお願いします。(改正の内容は厚生労働省のホームページのパンフレットをご確認下さい。: <https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf>)

林業死亡労働災害多発警報発令状況：北海道（発令期間：R元. 5. 16～R元. 8. 31）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりががありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-bosei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629